

会 議 録

1 会議名

第3回上越市自立支援協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 挨拶（公開）

(2) 議事（公開）

ア 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の素案について

イ 「(仮称)手話言語及びコミュニケーション条例」について

(3) その他（公開）

3 開催日時

令和2年11月20日（金） 午前10時から

4 開催場所

上越市役所 401 会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：片桐会長、福山副会長、田原委員、樺澤委員、高橋委員、石田委員、
近藤委員、藤田委員、田口委員、山田委員、井部委員、山川委員
(欠席：平原委員、森山委員、川澄委員)

・事務局：市川福祉部長

福祉課 北島課長、大瀧副課長、新保係長、渡邊係長
すこやかなくらし包括支援センター 福田副所長

8 発言の内容 (要旨)

(1) 挨拶

(2) 議事

ア 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の素案について

- ・資料1、2に基づき事務局説明
- ・質疑

山川委員：資料2の中で、関係者からの意見を踏まえて、具体的な取組となっているが、この関係者からの意見は、どの時点で上がってきた意見を参考にしているのか。また、これらの取組の内容は、市の取組のみを記載しているのか。

新保係長：関係者からの意見については、現在の計画の期間内において関係者との意見交換や本協議会でいただいた意見を参考とし、次期計画に反映したいと考えている。

計画における取組については、市のみならず、施策を推進する中で、関係機関等からご協力いただく部分については、この計画の中に記載したいと考えている。

田原委員：資料2にニーズ調査結果が記載されているが、表形式ではなく、例えば円グラフの方が割合は分かりやすいと感じたので検討いただきたい。

イ 「(仮称)手話言語及びコミュニケーション条例」について

- ・資料3に基づき事務局説明
- ・質疑

田原委員：手話に限らず、要約筆記やその他のコミュニケーションについて幅広くという考えでよいか。

渡邊係長：当初は、ろう者のための情報保障という観点で検討が進んでいたが、聴覚障害一つをとってもろう者だけではなく、難聴や中途失聴の方もいる。障害となった時期や環境によっては、手話は全く分からないため、そういった難聴の方や中途失聴者の方にも情報保障が必要ではないかという協議を重ね、ろう者の手話言語だけでなく、その他の障害の方を含めた情報保障の必要性や他の障害の方も含めたコミュニケーションという観点で、現在検討している。

田原委員： 職員研修で窓口担当職員を対象に研修を行うということだが、実際に職員が手話をできるようになるというイメージなのか、それとも、こういった研修会で知識を増やして、啓発活動を活発にしていこうというイメージなのか。

渡邊係長： その両方ができることが理想的と考えている。市役所には手話通訳者がいるので、「手話通訳者を呼びますか」くらいは対応できたらよいと思っている。また、難聴の方が窓口に来られた際、今はマスクが必須ではあるが、マスクを外すだけでも、口の形が読めて、何を言っているか理解できる。単に大きな声を出せば理解してもらえるかと言えばそうではなく、相手によってはマスクを少し動かしてもらっただけでも分かるということも伝えていきたい。手話だけではなく、様々な障害特性への配慮も研修会に盛り込んでいきたい。

山川委員： 手話と言われると、ろう者と分かるのだが、単にコミュニケーションとか、その他の障害の有無にかかわらずとなると、では知的障害はどうなのかというふうに多岐にわたり、焦点がぼやけてしまわないか。

区別するわけではないが、やはり障害者によって求めているものが違うので、ある程度目的をはっきりさせて作ってもよいのではないかと思う。あまりに配慮しすぎて、他も全てとなると、目的が違うものになってしまうので、手話やコミュニケーションに関してもう少し分かりやすく伝えてもよいと思う。それと同時に、いろいろな障害の方がいるので、障害の種類など全てを対象にできないかもしれないが、研修できる機会があればよい。

大瀧副課長： 当初は手話に特化した条例を考えた。県内で制定済みの市町村や県も、手話に特化した条例を制定している。

一方、県外では、手話言語に加え、多様なコミュニケーションの方もやはり必要だろうということで、条例を制定している自治体も多数ある。そういった状況等も議論しながら、特性によって多様なコミュニケーション手段があるということ、また、その方にとっての方法はたくさんあるということ、この条例を制定することによって、まずは理解をしていただきたい。

手帳をお持ちでない方を含め、配慮が必要な方は当地域にたくさんおり、そういった方々にどのような支援ができるのか、そういう方々がいるということもしっかり理解をした上で、障害者差別解消にもつなげていきたい。

窓口に来たお客さんにとって、マスクをずらした方がいいのか、手話がいいのか、あるいは中途失聴の方は字を書いてもらった方がいいという方もおり、どういう手法がその方に一番いいのか、意思表示をしてもらうことも必要である。受け手だけでは最適な方法を選ぶことは難しいという点を含め、障害のある方と受け手の方との相互理解も必要と考え、少し幅を広げ理解を深めようということで、理念条例とさせていただいた。

取組に関しては、主に周知ということで、市民の皆さんにまず知っていただくというところから始めていきたい。

先ほどの市の職員の取組の説明にもあったが、まずは理解をして、困ったらどこの課に連絡を取れば対応できるのか、どういう手法があるのかというようなどころからまず始めていき、窓口職員も経験を積んでいくとレベルは上がっていくと思う。

近藤委員： 学校関連の情報提供として、ICTやリモートによるコミュニケーション、要は移動手段のない形のコミュニケーションも検討いただきたい。含めるのは難しいかもしれないが、そういう方もいらっしゃるということも、考えていただけるとよい。これからの時代はコロナのこともあり、そういうことも必要になってくると思うのでお願いしたい。

大瀧副課長： 条例制定に当たっては、教育委員会の学校教育課とも情報交換している。担当者からは、様々な児童生徒がおり、それに対する工夫は今もしているが、条例制定により、理解が進んだり、取組を広げていきたいという話をしている。このご意見についても伝えたい。

藤田委員： 「3 基本的な考え方」の中で、1つ目の「…相互に人格と個性…」という部分が出てくるが、この「相互に人格」ということについて、どのような考えを持っているか。

また、3つ目にある「コミュニケーションの手段」としては、ハンデ

キャップがある方々のための手法であって、障害の有無ということがここへ入っている。どのような考えで、これを盛り込んだのか。

大瀧副課長： まず1つ目の、「相互に人格と個性を尊重し合うことが重要」という部分の「相互に人格」ということについて、障害のある方に対しての配慮だけではなく、障害のある方自身も他の障害のある方のことを理解し、他者に配慮することも大事であり、障害のある方も他者に対して伝えていかなければならないと考えている。今までは、配慮する側・される側といった立場での施策や取組が多かったが、対等な立場という趣旨からこのように記載している。

3つ目の「障害の有無」について、会社でなかなか仕事がうまくいかず、上司のオーダーに応えきれないという相談もある。障害手帳や診断名を持っていないが、お話を聞くと、発達障害の特性があるようだったので、周りからこういう配慮をしてもらおうといいのではないかと助言もしている。コミュニケーションに困難を抱えている方、配慮が必要な方は、必ずしも障害の診断をもらっているわけではなく、グレーな方も地域にはたくさんいる。そういう方も含めて、配慮が必要な方に対する理解をしていただきたいというところで、この記載とさせていただいた。

片桐会長： 「7 条例制定後の取組（案）」について、障害福祉計画における共生社会の実現に向けた取組とも若干関連すると思うが、ぜひ一般校の小・中学校の子供たちにも、出前講座のようなもので普及啓発活動をしていただけるよい。障害のある方に対する理解が小さい頃から進んでいく。

(3) その他

新保係長： 第4回自立支援協議会は、「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画案を議題に12月11日（金曜日）午後を予定している。

9 問合せ先

福祉部福祉課

TEL：025-526-5111（内線1696）

E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。